

第百七十号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第三の款五の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改め、同款七の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同部第七の款中三十一の三の項から三十一の九の項までを三十一の五の項から三十一の十一の項までとし、三十一の二の項の次に次のように加える。

三十一の三 建築基準法第六十条の二の二
第一項第二号の規定に基づく建築物の建
蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用
除外に係る許可の申請に対する審査

三十一の四 建築基準法第六十条の二の二
第三項ただし書の規定に基づく建築物の
高さに関する制限の適用除外に係る許可
の申請に対する審査

居住環境向上用途誘導地区内の建築 十六万円
物の建蔽率又は壁面の位置に関する
制限の適用除外に係る許可申請手数料
料
居住環境向上用途誘導地区内の建築 十六万円
物の高さに関する制限の適用除外に
係る許可申請手数料
許可申請のとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率等に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。